

新潟市西蒲区役所公式 Instagram アカウント運用方針

1 目的

本方針は、新潟市西蒲区役所地域総務課（以下、「当課」という。）が管理する同区公式 Instagram アカウントの運用に関する事項について定める。

2 運用の概要

(1) Instagram アカウント

アカウント名：新潟市西蒲区役所

URL：<https://www.instagram.com/niigatanishikanward>

(2) 発信内容

区政情報や区内開催のイベント情報、その他運用管理者が必要と判断した情報

(3) 発信時間

開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分。ただし、運用管理者が必要と判断した場合は随時発信できるものとする。

(4) 運用管理部署

新潟市西蒲区役所地域総務課

(5) 運用管理者

新潟市西蒲区役所地域総務課長

(6) 発信者

運用管理責任者から承認を受けた各部署の職員

3 投稿等への対応

(1) 利用者は「新潟市西蒲区役所」（以下、本アカウント）に対し、自由に閲覧、コメントの投稿、「いいね!」、「シェア」等（以下、「投稿等」という。）を行うことができます。

(2) 本アカウントは発信専用です。当課は、利用者の投稿等への個別の対応は行いませんが、国、地方自治体、その他公共性の高い団体等については、必要に応じ投稿等を行うことがあります。

(3) 本アカウントに関する問合せや意見等については、西蒲区役所地域総務課

(〒953 - 8666、電話 0256-72-8102、FAX0256-72-6022、
chiikisomu.nsk@city.niigata.lg.jp) までご連絡ください。

4 禁止事項

利用者の行為が以下のいずれかに該当する場合、利用者に断りなく投稿の削除やアカ

アカウントをブロックすることがあります。

- ・特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ほかの利用者等になりすますもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権等当課又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現等を含む不適切なもの
- ・当課の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・当課の発信する内容に関係ないもの
- ・Instagram の利用規約に反するもの
- ・その他、当課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

5 個人情報の取扱い

本アカウントでの個人情報の収集、利用、提供、管理は、個人情報の保護に関する法律に基づいて、適切に取り扱うものとします。

6 知的財産権

(1) 著作権の帰属

本アカウントに掲載されている、写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は当課又は正当な権利を有する者に帰属します。

(2) 無断転載、複製等の禁止

本アカウントの内容について、私的使用のための複製や引用等著作権法上認められた行為を除き、無断で転載や複製等を行うことはできません。ただし、Instagram 上でのシェア機能による転載は可能です。

7 免責事項について

- (1) 当課は、本アカウントに掲載されている情報の正確性には万全を期していますが、それを保証する義務を負いません。
- (2) 当課は、利用者が本アカウントを利用したこと、又は利用することができなかった

ことによって生じるいかなる損害について一切の責任を負いません。

- (3) 当課は、利用者による投稿等について一切の責任を負いません。
- (4) 当課は、本アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 上記のほか、当課は本アカウントに関する事項により生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (6) 当課は、利用者への予告なしに本方針の変更や運用を停止する場合があります。

8 適用

この運用方針は、令和7年1月29日から適用します。なお、本方針の適用に当たり、同日付で「新潟市西蒲区産業観光課観光交流・商工室インスタグラム運用方針（令和3年6月21日付け）」は、廃止します。